

事例 27

発 生 日	平成 24 年 3 月 2 日
発生場所	広島県 安芸太田町
種 類	不審な電話・還付金詐欺
事件の概要	安芸太田町在住の女性宅へ「社会保険事務局の職員」と名乗る男から「医療費の還付金が返ってきます。近くの A T M（現金自動預払機）へ行ってください」と電話があった。女性は近くの金融機関で A T M を使って 1 8 万円を振り込み、だまし取られた。本人からの連絡を受けた警察の調べによると、電話の声から男は 3 0 ～ 4 0 歳とみられる。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。

事例 26

発 生 日	平成 24 年 3 月 2 日
発生場所	広島県 安芸太田町
種 類	不審な電話
事件の概要	安芸太田町在住の被保険者宅へ、「社会保険事務局のヤマサキ」と名乗る男から電話があり、「医療費控除の還付金が 50,000 円程度ある。1 月までに手続きをするよう通知したがいまだに手続きがされていない。期限が切れているため直接手続きが必要なので次のところまで電話をして欲しい」と言われ、電話番号と受付番号を通知された。 不審に思った被保険者はその番号に電話せず、安芸太田町役場へ相談したことで事件が発覚した。 なお、安芸太田町からは不審電話であるため電話をしないように被保険者へ伝えた。また、町へは同様の問い合わせがもう 1 件寄せられている。

○ ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。

また、還付金等のお支払いに際して、口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。

○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。